第６号様式別表５の７記載要領

１　この計算書は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第２号）附則第８条第２項から第５項まで又は附則第９条第２項から第５項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式に併せて提出すること。

２　「新税率」の欄は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間に事業年度を開始した法人又は平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間に事業年度を開始した法人にあっては、それぞれ当該事業年度における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載すること。

また、標準税率以外の税率で所得割、付加価値割及び資本割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人が、この計算書を当該道府県知事に提出する場合には、当該税率によること。

３　「旧税率」の欄は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間に事業年度を開始した法人にあっては、平成27年３月31日現在における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載し、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間に事業年度を開始した法人にあっては、平成28年３月31日現在における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載すること。

また、標準税率以外の税率で所得割、付加価値割及び資本割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人が、この計算書を当該道府県知事に提出する場合には、当該税率によること。